

還付申請のご案内

駐輪場をご利用しなくなった場合は、利用した月数に応じ納めた金額を還付（払戻）することができます。
（※一次募集～三次募集でお申込みいただいた方の還付については、4月11日までに手続きをしていただければ全額を還付いたします。）

※一次募集・二次募集の還付申請については利用証等が郵送で届きましたら手続きができます。
一次募集は2月17日（金）以降、二次募集は3月16日（木）以降発送予定です。

【還付申請の窓口】（受付時間 8:30～17:30 土・日・祝日・年末年始除く）

窓口は、各区役所の地域振興課くらし安心室相談班、または千葉市役所本庁6階の自転車政策課です。

（※駐輪場管理棟では手続きできません）

【還付手続きに必要なもの】

- 1 利用者本人であることを確認できる書類（運転免許証、学生証等）
- 2 利用証
- 3 利用票
- 4 利用者名義の振込口座がわかるもの（通帳等）
- 5 印鑑（シャチハタ不可）

※千葉駅東口第1自転車駐車場、千葉駅東口第3自転車駐車場、千葉駅西口第1自転車駐車場、海浜幕張駅第1自転車駐車場、検見川浜駅第1自転車駐車場の方はICカード等も併せてご返却ください。

注1）代理人の方が窓口に来られる場合は、委任状と代理人の本人確認ができる書類が必要です。

注2）利用者名義以外の口座に振り込む場合は、還付申請書内の承諾書欄への記載が必要です。

注3）還付申請書、委任状は駐輪場管理棟・各区役所地域振興課や自転車政策課ホームページ

https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doro/bicycle/shinsei_download.html からダウンロード
できます。

【ご注意】

- 1 一次募集～三次募集でお申込みいただいた方の還付については、令和5年4月11日(火)までに
お手続きいただければ、全額を還付（払戻）いたします。
- 2 上記期日を過ぎた場合は、申請をした日が属する月の翌月分以降の料金が還付されません。
- 3 窓口でのお手続きができない方は、自転車政策課へご連絡願います。

【お問合せ先】

千葉市役所 自転車政策課

TEL 043-245-5149

Mail bicycle.COR@city.chiba.lg.jp

還付申請の対象者例

- 事前受付（一次募集）・追加受付（二次募集）・再追加受付（三次募集）で当選し、使用料を払ったが、駐輪場を利用しなくなった
- 事前受付（一次募集）・追加受付（二次募集）・再追加受付（三次募集）で当選し、使用料を払ったが、後で別に希望する駐輪場が当選したため、もともと申し込んでいた駐輪場をキャンセルしたい
- 千葉市外に引っ越すため、駐輪場を利用しなくなった
- 通勤形態が変わったため、駐輪場を利用しなくなった
- 免除事由に該当するようになった
- 利用者が死亡した
- 月額単価が高い駐輪場から、安い駐輪場に置場変更の手続きをしたため、差額が発生した
- 回数券を買っていてまだ枚数があるが、使わなくなった

還付申請でのご注意

【還付手続きに必要なもの】

2 利用証

利用者本人のもの、本年度のみです。複数お持ちの方は、申請前に内容をご確認ください。

3 利用票

車両から可能な限り剥がした後、メモ紙や紙（特定の指定なし）に貼ってご提出ください。

5 印鑑（シャチハタ不可）